

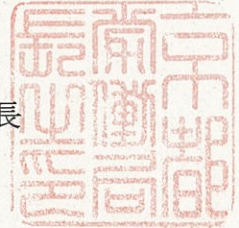


京 労 発 基 第 5 3 号

平 成 2 4 年 2 月 2 9 日

京 都 府 建 設 業 協 会 長 殿

京 都 労 働 局 長



技 能 講 習 修 了 証 写 し の 偽 造 等 に つ い て

日頃は、労働安全衛生行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、京都府内の平成23年の建設業における労働災害件数（休業4日以上）は、平成24年1月の速報値では、昨年同期と比較し4.9%の増加となっています。特に建築工事業については、事故の型では墜落・転落災害が増加し、38.5%を占めています。

当局においては、建設業については、墜落・転落、崩壊・倒壊及び建設機械災害の防止等を重点として対策の推進を図ることとしています。

このような状況の中で、今般、建設現場にて別紙「作業主任者技能講習修了証写しの偽造等事案」のとおり、資格を有さない者が作業主任者として選任されていた事案が発覚したところです。

作業主任者制度は、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の危険な作業について、当該作業に関する十分な知識、経験を有する者が、直接労働者の作業を指揮し、適切に管理することにより労働災害を防止することを目的としており、適切に管理されない状況下では大きな災害に結びつくことが懸念されます。

当局では監督指導等に際し、資格証原本の確認を徹底するよう指示を発出したところですが、貴会会員事業場につきましても、施工現場における資格証原本の確認作業を実施していただきますよう周知方お願いします。

事案の概要

平成23年12月

1. 臨検の際、道路建設作業で地山掘削作業主任者の状況について確認したところ、同作業主任者に係る技能講習修了証原本の確認が出来なかった。(現場事務所には技能講習修了証写しは保管されていなかったが、保管していた資格一覧表には資格を有している旨の記載があった。)
2. 後日、「技能講習修了証のコピー」が提出されたが、原本は提示されなかった。
3. 技能講習修了証原本の提示を再度指示した。
4. その後、提出された「技能講習修了証のコピー」が偽造されたものであることが発覚した。
5. 「技能講習修了証のコピー」は約10年前に作成され、発覚まで使用されていた。

平成24年2月

地山掘削作業主任者及び土止め支保工作業主任者技能講習修了